

令和6年度 児童福祉・障害者福祉に関する手当

児童扶養手当

●目的 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。この手当は、申請により支給が決定されます。該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

●対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、母や父にかわってその児童を養育している方（養育者）
 ※「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、一定以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

●手当額

対象児童	全部支給	一部支給
1人（本体額）	月額 45,500円	月額 45,490円 ～ 10,740円
2人目の加算額	月額 10,750円	月額 10,740円 ～ 5,380円
3人目以降の加算額	月額 6,450円	月額 6,440円 ～ 3,230円

●支給月 1月・3月・5月・7月・9月・11月

●注意事項

- ・児童数や所得額、養育費等の条件により支給金額が異なります。
- ・所得制限があります。

特別障害者手当・障害児童福祉手当・特別児童扶養手当

	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
目的	常時特別の介護が必要な重度の障がいを有する方の、精神的・物質的な負担の軽減の一助となるよう支給される手当です。	重度の障がいを有する児童の、精神的・物質的な負担軽減の一助となるよう支給される手当です。	身体や精神に障がいのある児童を養育している保護者等に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし支給される手当です。
対象者	重度の障がいを有するため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方	重度の障がいを有するため、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方	身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護、養育している保護者等
手当額	月額 28,840円	月額 15,690円	1級：月額 55,350円 2級：月額 36,860円
支給月	5月・8月・11月・2月	5月・8月・11月・2月	4月・8月・12月
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請にあたって聞き取りを行います。 ・ご本人・配偶者・扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。 ・毎年、所得状況についての調べがあります。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により審査のうえ認定します。 ・施設（グループホーム、有料老人ホームなどを除く）に入所している方、病院などに継続して3ヶ月以上入院している方は対象になりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により審査のうえ認定します。 ・施設（グループホームなどを除く）に入所している方、障がいを支給事由とする年金を受給している方は対象になりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定診断書により判定されます（手帳の写しによる申請が可能な場合もあります）。 ・児童が施設（児童福祉施設等）に入所している場合、障がいを支給事由とする年金を受給している方（ただし、その全額について支給が停止されている場合は除く）は対象になりません。

